

平成24年

第3回市議会定例会 議案第8号

函館市観光振興基金条例の制定について  
函館市観光振興基金条例を次のように定める。

平成24年9月4日提出

函館市長 工藤 壽 樹

### 函館市観光振興基金条例

(設置)

第1条 観光の振興に資する事業を行うため、故佐藤博氏からの寄附3億円をもって、函館市観光振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、第1項に定める基金の額については、積立てをした額に相当する額が増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(貸付けおよび繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を各会計に貸し付け、または各会計の歳計現金もしくは現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、函館市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の基金の設置の目的のための事業に要する経費に充

てるものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

観光振興基金を設置するため